

平成 30 年第 1 回飯綱町行政不服審査会 概要

1. 日 時 平成 31 年 3 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分～ 3 時

2. 場 所 飯綱福祉センター 1 階会議室

3. 出席者

(1) 委 員 山浦能央、荒井孝幸、丸山俊樹、高野哲浩

(2) 理事者 峯村町長

(3) 事務局 原総務課長、高橋課長補佐兼係長、西澤担当係長

4. 会 議

(1) 委嘱について

(2) 町長あいさつ

(3) 会長の互選について

審査会条例により、任期・会長の互選・除斥等の説明

(4) 議事

① 諮問書の交付

事務局より交付

② 行政不服審査会の流れについて

事務局が資料により説明

③ 諮問書について

事務局が資料により説明

④ 審査請求人からの申立て・提出について

事務局より下記の申立て・資料の提出があったことを報告

・口頭意見陳述の申立てについて

・資料の提出について

⑤ 審議

会 長：最初に、除斥事由について、町の条例第 6 条及び行政不服審査法施行令第 20 条にも記載してあるが、「委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。」となっている。該当する方はいないか。

委 員：利害関係とは、この審査請求に係る処分についてということでしょうか。

会 長：当請求案件について直接利害を有するかどうかということ判断していただきたい。

各委員：該当者なしということでした承。

会 長：先ほど諮問に関する説明が事務局からあったが、行政不服審査法第 74 条の規定では、審査請求人や審査庁に主張書面又は資料の提出を求めること、陳述を求めることなど、必要な調査をすることができる。となっている。

他に必要な資料の提出、陳述等の調査は必要か。

各委員：その他の調査は必要なしということでした承。

会 長：また、審査請求人から審査会へ資料の提出及び口頭意見陳述の申立書が提出されたら事務局から報告があった。

法第75条では、「審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。」と規定されている。今回の口頭意見陳述の申立てについては認めるということによいか。

各委員：了承。

会 長：日程的にはどのような予定か。

事務局：予定としては、次回の審査会にて行いたい。最初に審査請求人の口頭意見陳述を行い、その後、引き続き審議ということで考えている。

会 長：その予定でよろしいか。

各委員：了承。

会 長：それでは、審議に入りたい。

委 員：請求理由である補助金要綱の補助の対象者、5人以上の団体という規定については、問題がないと思われる。かえって5人を満たさないで申請してきた方が如何かと思うが。

委 員：補助金も税金なので、補助の規定に沿って適正に執行しなければと考える。

委 員：審査請求書の資料にもあるが、審査請求人は県の道路アダプトシステムも行っているのか。

事務局：行っている。この事業については、その他の資料に概要が載っているが、県ではあくまでも「里親団体」へ清掃用具や花の苗の支給、保険の加入などを支援しているものである。

委 員：先ほどの意見にもあったが、補助要綱の規定どおり5人以上という定めがあるので、これに沿って申請すべきである。

審査請求書に記載してある「要綱の見直し」については、あくまでも参考意見ということで、今回の請求理由にはならないと考える。

会 長：仰るとおりだと思う。

また、次回の審査会にて行う口頭意見陳述についてだが、あくまでも口頭意見陳述、請求人が仰りたいことを述べる機会なので、こちらから質問するというものでもないのご承知いただきたい。

各委員：了承。

会 長：次回の審査会の日程ですが、事前にお示ししたとおり、3月14日（木）午後1時45分からということをお願いしたい。

⑥ その他

なし